

豊島区児童相談所開設後の状況

児童相談所は、すべての子どもの『最善の利益』を保障するため、関係機関との連携により、子ども家族を取り巻く様々な問題を迅速かつ的確に解決していく専門相談機関。

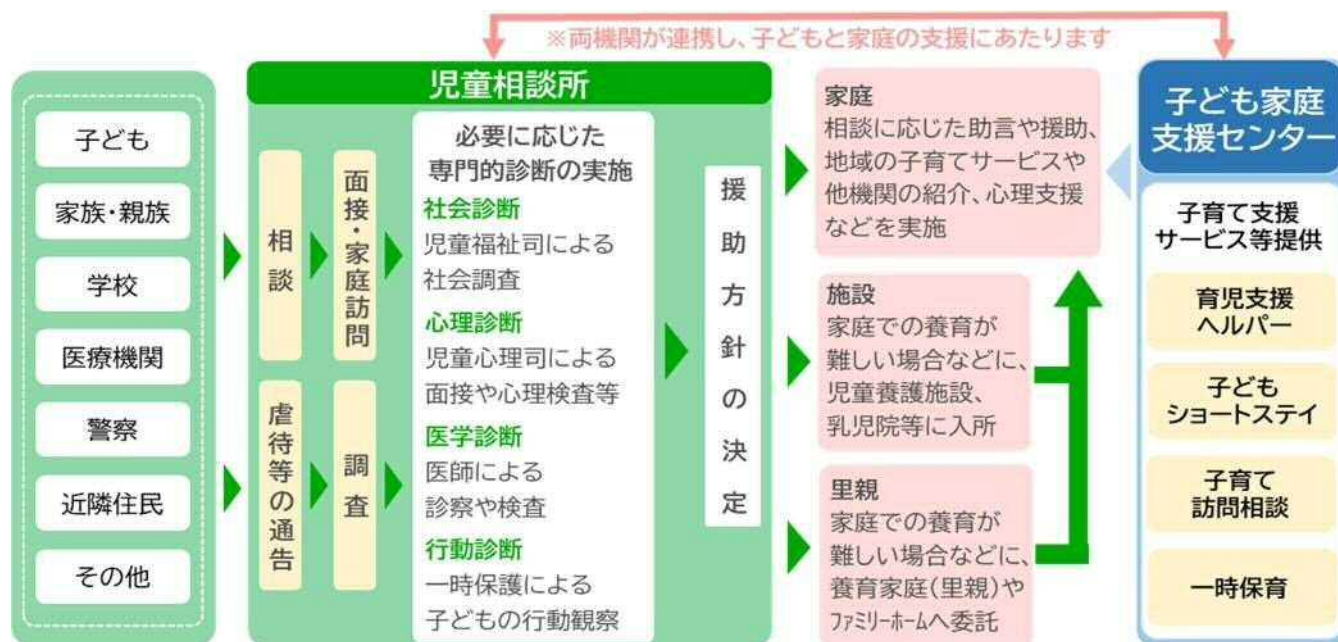
1. 児童相談所で取扱う児童相談

相談種別	主な相談内容
養護相談	児童虐待、養育困難（保護者の家出、失踪、離婚、死亡、入院、就労及び服役等）、迷子等に関する相談
保健相談	精神保健、精神衛生、思春期、性に関すること、依存等による生活の乱れなど
障害相談	障害児に関する相談、視聴覚障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害、ことばの遅れ、発達障害など
非行相談	非行行為、ぐ犯行為* ¹ 、触法行為* ² に関する相談
育成相談	しつけ、子育て、性格行動、家庭内暴力、不登校、ひきこもりなど
その他相談	措置変更、在所期間延長に関する相談など
里親相談	養育家庭、養子縁組里親、専門養育里親、親族里親を希望する方からの相談

* 1 め犯：刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

* 2 触法：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為

2. 児童相談所における相談の流れ



【夜間休日の緊急連絡体制】

①閉庁時の緊急連絡体制

→平日：午後5時から翌朝午前9時まで 休日：24時間→民間事業者に電話対応を委託

②虐待通告等への48時間以内の安全確認体制

→当番職員連絡体制の整備

③区内三警察署との児童虐待通告への協力体制（児童虐待対応の連携を強化するための協定）

→専用公用携帯の活用

3. 開設後の各種統計 (月別福祉行政統計より作成)

令和6年1月1日 時点

①相談受理・通告状況

→被虐待相談の割合は6割である。

(単位:件)

		養護相談		障害相談						非行相談		育成相談				その他
		823		114						36		62				65
	総 数	被 虐 待 相 談	そ の 他 相 談	肢 相 体 不 自 由 談	視 相 聴 覚 障 害 談	言 語 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等 談	不 登 校 相 談	性 格 行 動 談	し つ け 相 談	適 性 相 談	そ の 他 の 談
総数	1100	667	156	0	1	0	2	111	0	27	9	5	48	9	0	65
0～5歳	385	247	69	0	0	0	1	27	0	0	0	0	2	5	0	34
6～11歳	424	281	57	0	0	0	1	38	0	1	5	2	22	3	0	14
12～14歳	191	89	19	0	1	0	0	42	0	12	4	3	17	1	0	3
15～17歳	87	43	9	0	0	0	0	4	0	14	0	0	7	0	0	10
18歳以上	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
不明	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※養護相談「その他相談」は、虐待以外の相談として、主に養育困難に関わる相談

※その他「その他の相談」は、措置変更のほか、保護者指導やレスパイトケアなどに関わるもの

【月別養護相談の内訳：虐待通告・その他各種相談受理件数】

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	割合
被虐待相談	58	55	33	55	74	89	65	53	83	48	54	667	60.6%
その他各種相談	37	40	48	40	51	27	39	39	33	44	35	433	39.4%

【虐待受理に対する対応状況】

虐待相談受理件数	667	割合
虐待対応件数	585	87.7%

※虐待対応は援助方針会議で決定したもの
虐待対応率は87.7%、13.3%が調査継続対応中。

【令和4年度(2月-3月)の対応状況】

被虐待相談受理件数	113	割合
虐待対応件数	83	73.5%

※4年度の虐待対応率は73.5%で、
調査継続(26.5%)案件は5年度対応済。

【相談受理経路】

(単位:件)

他自治体 児童相談所	子ども家庭 支援センター	福祉事務所	保育所	児童養護施設	保健所	保健センター	医療機関
63	221	14	7	8	3	4	18
警察	家庭裁判所	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他
290	15	55	6	223	85	8	80

1,100

②虐待通告対応（種別・年齢区分）

→虐待種別では、心理的虐待がもっと多く、次いで身体的虐待となっている。

この傾向は、全国の児童相談所における現状と同様

(単位:件)

	0歳～5歳		6歳～11歳		12歳～14歳		15歳以上		不明	計	
身体的虐待	42	20%	97	41%	25	33%	14	25%	6	184	31%
性的虐待	0	0%	0	0%	1	1%	0	0%	0	1	0%
心理的虐待	137	65%	103	44%	34	45%	34	61%	1	309	53%
ネグレクト	32	15%	36	15%	15	20%	8	14%	0	91	16%
計	211		236		75		56		7	585	
	36%		40%		13%		10%		1%		

③主な虐待者の状況

→主な虐待者は実母がもっと多く、次いで実父となる。

(単位:件)

	実父		実父以外の父親		実母		その他		不明	計	
身体的虐待	68	28%	6	27%	108	34%	1	100%	1	184	31%
性的虐待	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	1	0%
心理的虐待	162	66%	16	73%	131	41%	0	0%	0	309	53%
ネグレクト	14	6%	0	0%	77	24%	0	0%	0	91	16%
計	245		22		316		1		1	585	
	42%		4%		54%		0%		0%		

④虐待通告対応の相談経路

→虐待対応を行ったケースの相談経路は、警察がもっとも多く、これは、全国の児童相談所において、同様の傾向になっている。また、子ども家庭支援センターから相談については、両機関共通のリスクアセスメントシートを活用し、児童相談所が対応するケースも含まれている。

(単位:件)

					計
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	
他自治体の児童相談所	4	0	9	11	24
子ども家庭支援センター	36	1	45	21	103
福祉事務所	7	0	1	1	9
保育所	2	0	1	3	6
指定発達支援医療機関	1	0	0	0	1
児童養護施設	0	0	1	0	1
警察	44	0	185	26	255
保健所	0	0	0	2	2
医療機関	4	0	1	3	8
幼稚園	1	0	0	0	1
学校	13	0	10	4	27
教育委員会	1	0	0	0	1
父親	1	0	5	0	6
母親	8	0	12	1	21
親戚・その他	3	0	5	4	12
近隣・知人	52	0	13	9	74
児童本人	3	0	2	2	7
189	4	0	19	4	27
合計	184	1	309	91	585

4. 一時保護

一時保護の対象児童の要件は、おおむね満2歳から18歳未満の児童とし、一時保護所での集団生活が可能な愛の手帳4度程度の認知・判断能力があり、かつ常時医療的なケアを必要としないものであり、豊島区児童相談所一時保護所定員は12人（幼児4人 学齢男女各4人）。

①所内一時保護入所状況

令和6年1月1日 時点

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
保護児童数	16	7	6	10	11	7	9	7	9	5	7	94
()警察から身柄付通告	(5)	(3)	(4)	(5)	(4)	(3)	(3)	(3)	(1)	(2)	(1)	(34)
内訳 ()定員	幼児(4)	2	2	0	2	0	1	0	1	1	5	15
	女子	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	7
	男子	1	1	0	2	0	0	0	1	0	3	8
	学齢女子(4)	6	4	2	3	6	4	4	5	3	1	42
	学齢男子(4)	8	1	4	5	5	2	5	2	3	1	37
各年度の新規児童数の計	23		59									
月末の入所人数	13	12	10	14	14	15	14	14	14	15	10	
入所率	108.3%	100.0%	83.3%	116.7%	116.7%	125.0%	116.7%	116.7%	116.7%	125.0%	83.3%	

幼児	75%	75%	75%	100%	75%	75%	50%	50%	50%	75%	75%
学齢女子	100%	75%	100%	125%	125%	150%	125%	150%	150%	150%	75%
学齢男子	150%	150%	75%	125%	150%	150%	175%	150%	150%	150%	100%

②相談種別・年齢

		2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	
養護	児童虐待	15	37	6	8	66	70.2%
	その他	0	2	1	0	3	3.2%
障害相談		0	0	0	0	0	0.0%
非行相談		0	0	7	10	17	18.1%
育成相談		0	4	2	1	7	7.4%
保健・その他		0	1	0	0	1	1.1%
計		15	44	16	19	94	
		16%	47%	17%	20%	100%	

③月別新規保護児童と保護解除の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
新規保護児童数	16	7	6	10	11	7	9	7	9	5	7	94
保護解除児童数	3	8	8	6	10	7	11	9	6	4	12	84

④一時保護解除後の状況

	4年度 2月～3月	5年度 4月～12月	計	
家庭復帰	8	39	47	56.0%
里親委託	0	5	5	6.0%
乳児院	0	0	0	0.0%
児童養護施設	0	6	6	7.1%
障害児施設	0	0	0	0.0%
児童自立支援施設	0	0	0	0.0%
児童心理治療施設	0	0	0	0.0%
家庭裁判所送致	0	0	0	0.0%
他自治体児童相談所移管	3	23	26	31.0%
その他	0	0	0	0.0%
計	11	73	84	

⑤退所児の平均保護日数

令和4年度（2か月）	29日
令和5年度（9か月）	51日
開設後（11か月）	46日

令和4年度3月末日 $662 \div 23 \text{人} = 28.78$ （29日）
 令和5年度12月末日 $3,575 \div 71 \text{人} = 50.35$ （51日）
 令和4年度-5年度 $4,237 \div 94 \text{人} = 45.07$ （45日）

5-1. 社会的養育の状況

社会的養育は保護者による適切な養育を受けられない子どもを公的責任で社会的に養育する仕組みであり、児童相談所は日々のケースワークを通じて、施設養育と家庭養育のもとで生活する児童の援助を行っている。

令和6年1月1日 時点

①施設養育（豊島区の児童数） 78人

乳児院	0～2歳	3～6歳	合計	
	13	0	13	
被虐待	6	0	6	
養育困難	7	0	7	

46% 54%

児童養護施設	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	合計
	0	9	17	13	15	54
被虐待	0	6	14	11	10	41
養育困難	0	0	2	2	4	8
障 害	0	0	0	0	0	0
非 行	0	0	0	0	1	1
その他	0	3	1	0	0	4

17% 31% 24% 28% 100% 76% 15% 0% 2% 7%

児童自立支援施設	小学生	中学生	合計
	0	1	1
被虐待	0	0	0
その他	0	1	1

児童心理治療施設	小学生	合計
	1	1
養育困難	1	1

自立援助ホーム	18歳	19歳	合計
	1	0	1

肢体不自由児施設	中学生	合計
	2	2
被虐待	2	2

知的障害児施設	小学生	中学生	高校生	合計
	3	2	0	5
被虐待	3	1	0	4
養育困難	0	1	0	1
障 害	0	0	0	0

重症心身障害児施設	小学生	合計
	1	1
障 害	1	1

②家庭養育（豊島区の児童数） 32人

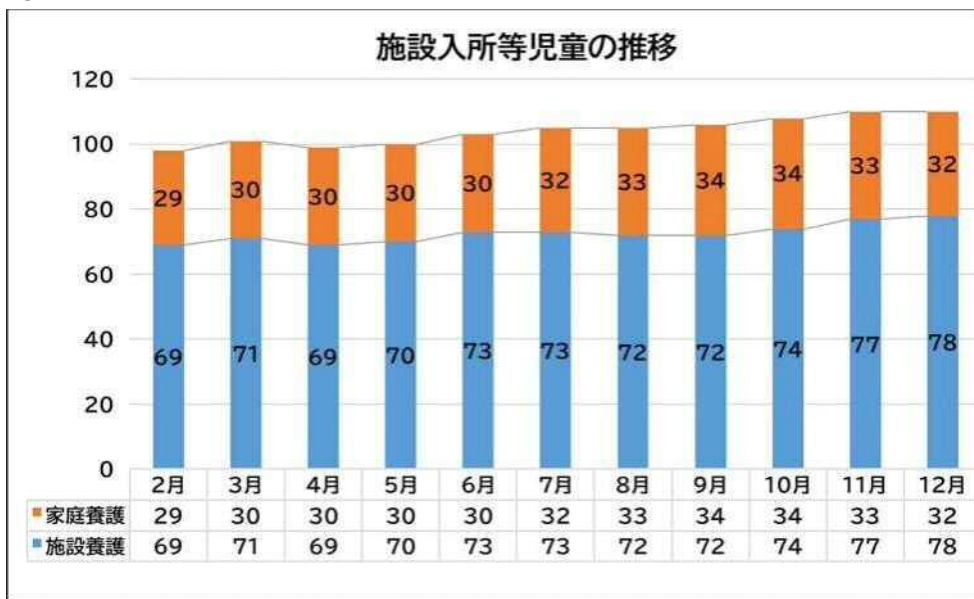
養育家庭	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	合計
	3	6	10	4	3	26
被虐待	2	3	7	2	3	17
養育困難	1	3	3	2	0	9

養子縁組里親	0～2歳	3～6歳	合計
	1	1	2
その他	1	1	2

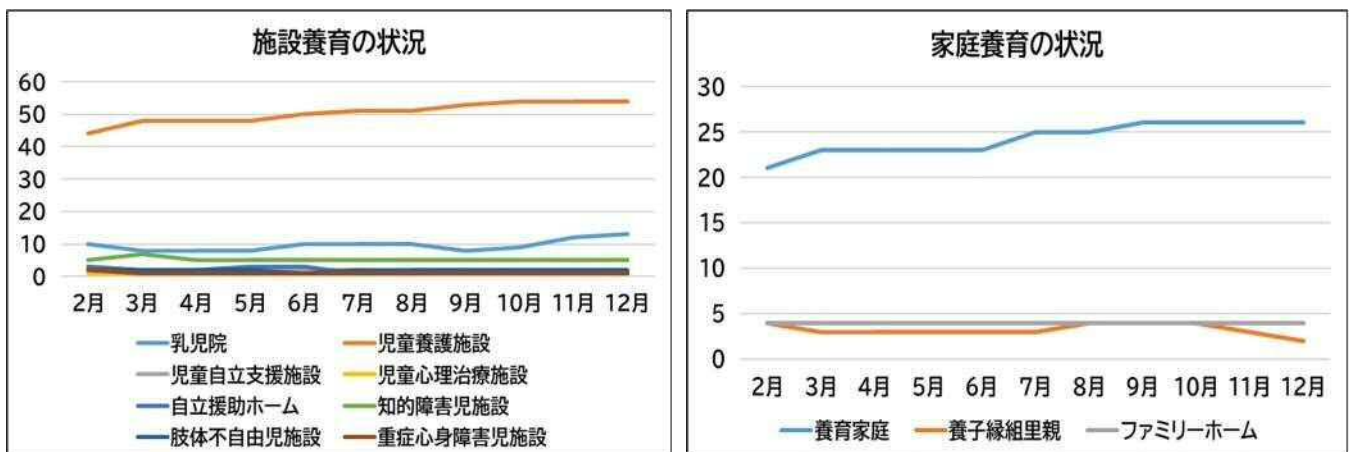
ファミリーホーム	3～6歳	中学生	合計
	2	2	4
被虐待	1	1	2
養育困難	0	1	1
その他	1	0	1

5-2. 社会的養育の状況（開設後の推移）

①施設養護と家庭養護の区割合



②施設養護と家庭養護の種別利用の推移



③施設養護の施設別の利用状況（補足資料）

施設養護	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
乳児院	10	8	8	8	10	10	10	8	9	12	13
児童養護施設	44	48	48	48	50	51	51	53	54	54	54
児童自立支援施設	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
児童心理治療施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自立援助ホーム	3	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1
知的障害児施設	5	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5
肢体不自由児施設	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2
重症心身障害児施設	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	69	71	69	70	73	73	72	72	74	77	78

④家庭養護の施設別の利用状況（補足資料）

家庭養護	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
養育家庭	21	23	23	23	23	25	25	26	26	26	26
養子縁組里親	4	3	3	3	3	3	4	4	4	3	2
ファミリーホーム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	29	30	30	30	30	32	33	34	34	33	32

6. 三機関連携による相談支援体制の構築

令和5年2月に開設した豊島区児童相談所と併設する長崎健康相談所との複合施設としてのメリットを活かし、児童虐待の防止をさらに進めていくために、児童相談所、保健所（健康推進課・長崎健康相談所）、子ども家庭支援センターの三機関連携による相談支援体制を構築した。

【三機関連携会議の位置づけと運用】

児童福祉法第25条の2「要保護児童対策地域協議会」に位置づけられる会議体の一つ

毎月1回の定例会議の中で、以下の対象家庭について、三機関が情報共有し役割分担を行う中で迅速かつ適切な対応を図っていく。

【三機関連携会議の目的】

（1）「妊娠期から3歳までの子育てに不安を持つ家庭を三機関が支える」

妊娠期からの様々な個別情報の中で、気になる母子、父子、乳幼児ケースを三機関が共有し情報交換と進行管理の場の活用。

（2）「一時保護所や施設入所後も途切れることなく三機関が継続的に支援を続ける」

一時保護や施設入所後の保護者の健康状態についての指導を長崎健康相談所のほか、保健所の保健師や子ども家庭支援センターと情報共有することで、継続的支援が可能とする。

（3）「家庭復帰後の児童虐待再発防止を三機関が支える」

児童相談所による家庭生活への指導とともに保健師と子ども家庭支援センターが、日常的に行っている妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない包括的かつ伴走型相談支援により家庭復帰後の児童虐待再発防止や重篤化防止に繋げる。

【三機関連携会議の実現にむけて～共通の言語で共通の認識を～】

（1）通告から家庭復帰、相談終結への流れ

※通告から家庭復帰、相談終結まで、以下のアセスメントシートを活用し、三機関で情報共有し、家庭支援や指導を実施する。

（2）各種アセスメントシート

①妊婦アセスメント票 ②乳幼児アセスメント票 ③児童虐待リスクアセスメントシート

（3）家庭復帰後のためのチェックリスト

【令和5年2月～12月末（令和6年1月1日時点）までの取扱い件数】

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
	13	14	14	15	28	22	22	23	24	17	24	216
身体的虐待	3	0	2	2	4	1	0	2	2	5	1	22
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	4	6	2	2	8	9	6	9	9	6	8	69
保護の怠慢 (ネグレクト)	1	0	1	4	1	0	6	0	2	1	1	17
養育困難	3	6	6	6	10	6	7	6	6	1	8	65
特定妊婦	2	0	1	1	4	2	3	6	3	3	3	28
情報共有	0	2	2	0	1	4	0	0	2	1	3	15

【事例】重度の精神疾患を抱えた家庭に対して、保健師による母親への保健医療の専門的な支援と併せて、子どもの安全な生活の場を一時的に確保する一時保護の実施や、家庭復帰後の安定した生活を継続するための必要なサービスの検討など、各機関の強みを活かした連携会議を実施している。